

令和4年函審第10号

裁 決
遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和3年7月17日13時42分
北海道原口漁港西方沖合
- 2 船舶の要目
船種 船名 遊漁船A
登録長 6.80メートル
機関の種類 電気点火機関
出力 220キロワット
- 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪を、その左舷側前方にGPSプロッターを、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた最大搭載人員が旅客7人及び船員1人のFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和3年7月17日07時00分北海道江差港を発し、原口漁港西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、Aの行っていた遊漁は、まぐろを釣りの対象とし、a受審人が周囲を目視で探索して、まぐろの魚体や小魚の群れを発見すると釣り客に伝えて納竿させ、手すりにつかまっているなど安全を確認して発進し、まぐろの魚体等が発見した場所に移動して遊漁を行わせるものであった。

a受審人は、08時00分前示の釣り場に到着し、まぐろの魚体や小魚の群れを発見するたび移動と漂泊しての遊漁を繰り返した。

a受審人は、船首甲板及び船尾甲板でそれぞれ1人ずつ釣り客に遊漁を行わせ、船尾甲板の釣り客がまぐろを釣り上げたことから同甲板で納竿して船外機付近のハッチ蓋に腰を掛けて休息する中、機関を中立運転として北方を向き、漂泊して船首甲板の釣り客に遊漁を続けさせ、自らは操縦席の上に立ち、天窓から顔を出してまぐろの魚体等を探索した。

a受審人は、13時41分船首方にまぐろの魚体が発見したことから船首方を向いて釣り客に伝え、13時42分僅か前原口港第2西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から270度（真方位、以下同じ。）4.1海里の地点で、船首甲板の釣り客が納竿して手すりにつかまっていることを確認し、船首が000度を向いてまぐろの魚体が発見した場所に向けて発進することとしたとき、発進の加速に

より釣り客が転倒するおそれがあったが、船尾甲板の釣り客は腰を掛けていたので、発進しても転倒することはないものと思い、同釣り客に発進を伝え、目視して安全を確認するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた。

こうして、a 受審人は、操縦席の上に立って天窓から顔を出し、右足で機関遠隔操縦装置を操作して発進したところ、13時42分西防波堤灯台から270度4.1海里の地点において、Aは、船首が000度を向いたまま、船尾甲板の釣り客が発進と同時に後方に転倒して船外機に打ち付けた。

当時、天候は晴れで風はほとんど無く、潮候は下げ潮の末期にあたり、海上は平穏であった。

その結果、釣り客1人が、頸椎捻挫及び右肩打撲を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣客負傷は、原口漁港西方沖合において、発進する際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、船尾甲板の釣り客が発進と同時に後方に転倒したことによって発生したものである。

a 受審人は、原口漁港西方沖合において、まぐろの魚体を発見した場所に向けて発進する場合、発進の加速により釣り客が転倒することのないよう、船尾甲板の釣り客に発進を伝え、目視して安全を確認するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、a 受審人は、船尾甲板の釣り客は腰を掛けていたので、発進しても転倒することはないものと思い、同人に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、船尾甲板の釣り客が発進と同時に後方に転倒する事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月29日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩